県章

# 山形県公報

令和８年11月６日（金）
第752号
毎週火・金曜日発行

## 目　　次

### 告　　示

○指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……（置賜総合支庁地域保健福祉課）…1055
○指定居宅サービス事業者の指定……（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
○指定介護予防サービス事業者の指定……（　　同　　）…1056
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……（　　同　　）… 同
○土地改良区の定款変更の認可……（村山総合支庁農村計画課）… 同
○開発行為に関する工事の完了……（村山総合支庁建築課）… 同

### 公　　告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……（農業経営・所得向上推進課）…1057

## 告　　示

**山形県告示第775号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の20第４項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和８年11月６日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地 | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 一般社団法人ひらすび牧場<br>西置賜郡飯豊町大字手ノ子934番 | デイサポートひらすび<br>西置賜郡飯豊町大字手ノ子2617番１ | 児童発達支援 | 令和 8.10.31 |
| 一般社団法人ひらすび牧場<br>西置賜郡飯豊町大字手ノ子934番 | デイサポートひらすび<br>西置賜郡飯豊町大字手ノ子2617番１ | 放課後等デイサービス | 同 |

**山形県告示第776号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和８年11月６日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| 合同会社秀栄商事 | るりケア<br>酒田市あきほ町654番地の３ | 福祉用具貸与 | 令和 8.11. 1 |
| 合同会社秀栄商事 | るりケア<br>酒田市あきほ町654番地の３ | 特定福祉用具販売 | 同 |

**山形県告示第777号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和８年11月６日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|---|
| 合同会社秀栄商事 | るりケア<br>酒田市あきほ町654番地の３ | 介護予防福祉用具貸与 | 令和 8.11. 1 |
| 合同会社秀栄商事 | るりケア<br>酒田市あきほ町654番地の３ | 特定介護予防福祉用具販売 | 同 |

---

**山形県告示第778号**

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和８年11月６日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 株式会社福祉のひろば | てとて中町　訪問介護事業所<br>酒田市中町一丁目10番16号 | 訪　問　介　護 | 令和 8.10.31 |

---

**山形県告示第779号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和８年11月６日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　土地改良区の名称
　富並川伊蔵堰土地改良区
２　事務所の所在地
　北村山郡大石田町大字横山102
３　認可年月日
　令和８年10月29日

---

**山形県告示第780号**

次の開発行為は、完了した。

令和８年11月６日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　許可番号
　令和８年９月16日　８指令村総建第10号
２　開発区域に含まれる地域の名称
　上山市久保手字久保手3740番50
３　開発許可を受けた者の住所及び氏名
　山形市飯田二丁目７番25号　シャーメゾン飯田202号
　井上　峻、井上　真純

# 公　　告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和８年11月６日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積（平方メートル） |
|---|---|---|
| 西置賜郡白鷹町大字浅立字三百刈6376番１ | 田 | 986 |

２　申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在である。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

４　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

| 利用権の始期 | 存続期間 | 借賃に相当する補償金の額 |
|---|---|---|
| 令和９年４月 | ５年 | 73,950円 |

５　その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和８年11月20日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ロ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ハ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

ニ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

ホ　意見の趣旨及びその理由

ヘ　その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

令和８年11月６日印刷　　発行所　山　形　県　庁
令和８年11月６日発行　　発行人　山　　形　　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。